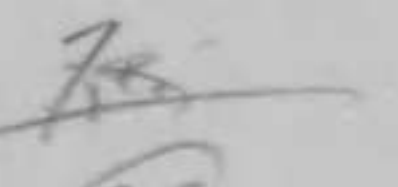





(文書処理上の記事)	文書番号	第109号	簿書
国会本会議場における大正 席次については、おつて決裁 をうけることとした。	受付	昭和 年 月 日	校訂
	起案	昭和40年6月1日	発送
	決裁 (供覧)	昭和40年6月15日	
	施行	昭和40年6月16日	

内閣総理大臣 

内閣官房長官 

内閣官房副長官 

首席内閣参事官 

内閣参事官   

事務官   

起案者
内閣関係
電話番号

C02

(件名) 佐藤改造内閣における閣僚の席次に
ついて (宮中)

今回の内閣改造後の各閣僚(総理を除く。)の
席次は、次の各号によることとした。

1. 宮中における席次
宮中における國務大臣の席次は、宮中席次暫定規
程第3条によれば、内閣が是れる國務大臣の肩位が
あるときはこれによることになっている。よつて先例にならぬ

内閣

めくられず

國務大臣の宮中席次は、年齢順によつて定めることとする。
(別紙1)

2. 宮中行事以外の諸行事における席次
全閣僚の國務大臣としての在職日数及び国会議員在職日数について、それぞれ各閣僚の全体に
しめる割合を合計した数値の順位によつて定める。
ただし、内閣官房長官及び総理府総務長官としての
在職日数(総務長官については、國務大臣を
つて免れる以前)は、二分の一に減算してこ
れを國務大臣在職日数として取り扱う。(別紙2)
なお、決裁の上は、下案により宮内庁式部職式
部副長あて通知することとした。

案

番 号

昭和20年6月16日

宮内庁式部職式部副長あて

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

佐藤改造内閣における國務大臣の宮中
における席次について

標記につき、宮中席次暫定規程第3条第2号に

め
く
れ
ず

規定する國務大臣の順位が、別紙のとおり定められましたので、通知します。

(別紙として別紙1を添付のこと。)

31 3 14

内 閣

めくれず

裏面白紙

佐藤内閣席次(案)

(改造内閣(四〇、六三現))

大臣名	氏名
内閣総理大臣	佐藤栄作
法務大臣	石井光次郎
農林大臣	坂田英一
国務大臣	藤山愛一郎
自治大臣	永山忠則
外国務大臣	上原正吉
文部大臣	椎名悦三郎
郵政大臣	中村梅吉
運輸大臣	郡村寅一
建設大臣	瀬戸山寅太
大蔵大臣	福田赳夫
国務大臣	福田泰夫
通商産業大臣	三木武夫
労働大臣	小平久雄
厚生大臣	鈴木善幸
国務大臣	安井謙三
国務大臣	松野頼三

(備考 年令順による席次)

シ
至

佐藤内閣席次 (案)

(改造内閣 (四〇、六、三現))

大臣名

生年月日

内閣総理大臣	法務大臣	農林大臣	国務大臣	自治大臣	外国務大臣	文部大臣	郵政大臣	運輸大臣	建設大臣	大蔵大臣	国務大臣	通商産業大臣	労働大臣	厚生大臣	国務大臣	国務大臣
--------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	--------	------	------	------	------

明三三	明二二	明三〇	明三〇	明三〇	明三〇	明三一	明三四	明三五	明三五	明三七	明三八	明三九	明四〇	明四三	明四四	明四四
三二七	八一八	三二七	五二二	〇一四	二二六	六一六	三一九	三一六	八一三	一七三	一四七	〇一三	三一七	二二二	一一一	三二二

(備考 年令順による席次)

西 西

裏面白紙

第 4 9 回 国 会 に お け る 大 臣 席

議 場

演

壇

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上	坂	永	小	郡	松	中	藤	石	佐	三	椎	福	鈴	福	安	瀬	中
原	田	山	平		野	村	山	井	藤	木	名	田	木	田	井	戸	村
国	農	自	勞	郵	国	文	国	法	内	通	外	大	厚	国	国	建	運
務	林	治	働	政	務	部	務	務	閣	商	務	生	務	務	設	輸	輸
大	大	大	大	大	大	大	大	大	總	業	大	大	大	大	大	大	大
臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣	理	大	臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣
									大	臣							
									臣								

裏 面 白 紙

宮中席次暫定規程

(昭二五七、一宮内庁長官通知)

第一条 当分の間、宮中における席次(以下席次という。)は別表の順位とする。

2 席次は必要により宮中以外の儀式で、天皇の臨席せられる場合にも、これを準用する。

3 経歴その他特別の事由がある者の席次は、別表の順位にかかわらず、これを定めることができる。

第二条 別表の二から九までに掲げる者が退職したときは、内閣総理大臣の定める基準により特別の席次を定めることができる。

第三条 同順位者の間の席次は、第四条及び第五条に規定するものを除き、左の各号による。

- 一 別表の三五、六、七、九、十三及び十四に掲げる者については、二号から四号までの適用を受ける場合を除き、その職についた日の前後、その職についた日が同じときは、生年月日

裏面白紙

裏面白紙

二 國務大臣については、内閣の定めた順位があるときはその順位
三 別表の六七及び九に掲げる者で同一の庁に属し、かつ同時に任
命せられた者については、その庁の定めた順位があるときは、そ
の順位

但し他の庁に属する者が同日に任命せられたときはこの限りでな
い。

四 都道府県知事については、全国都道府県知事の連合組織の定め
た順位があるときは、その順位

第四条 別表十五に掲げる公務員の間は、左の各号による。

一 一般俸給表により俸給を受ける国家公務員については、職務の
級の上下、職務の級が同じときは、俸給の額の高低、俸給の額が
同じときは、その俸給を得た日の前後、その俸給を得た日が同じ
ときは、前に受けていた俸給の額、前に受けていた俸給の額が同
じときは、生年月日

裏面白紙

二 特別俸給表により俸給を受ける国家公務員については、法令の定めるところにより一般俸給表の調整した職務の級及び俸給の額に基いて前号を準用する。

三 特別職の職員にある者及び地方公務員については、経歴俸給等に基いて別に定める。

第五条 同一の庁に属する者のみの場合における席次は、その庁の定めたる順位があるときは、その順位による。

第六条 位勲による席次は、叙位又は叙勲の日の前後、その叙位又は叙勲の日が同じときは、前に受けていた位又は勲の順位前に受けていた位又は勲のないときは、生年月日による。

第七条 同一の者が二以上の席次をもつときは、その高い席次による。但し特定の席次により順位を定める必要があるときは、この限りでない。

第八条 転職により引続き同順位の職についた者の席次は、前にもつ

つていた席次による。

2 前項の規定は、議員の再選について、これを準用する。

第九条 妻の席次は夫の次とする。

裏面白紙

別表

- 一 大勲位
 - 一 菊花章頸飾
 - 二 菊花大綬章
- 二 内閣総理大臣
- 三 衆議院議長、参議院議長
- 四 最高裁判所長官
- 五 國務大臣
- 六 衆議院副議長、参議院副議長、最高裁判所判事、会計検査院長、
官内庁長官
- 七 特命全權大使、検事総長
- 八 侍従長
- 九 認証官、国家公安委員
- 十 勲一等旭日桐花大綬章

裏面白紙

十一 従一位

十二 勲一等

一 旭日大綬章

二 宝冠章

三 瑞宝章

十三 衆議院議員、参議院議員

十四 都道府県知事

十五 公務員

正二位以下有位者

勲二等以下有勲者

備考

正二位以下勲三等までは十二級職の次

正四位以下勲八等までは九級職の次

位勲の順位は正二位従二位勲二等（一、旭日重光章二、宝冠章三、瑞宝章）として三位以下之に準ずる。

裏面白紙